

附則

第十五條 本規程に於て役人と稱するは水夫長、大工、舵取、甲板部船部、點燈方、火夫長、油差、機關部船番、副機關番、荷物方、司厨長、司厨及び之れと同等以上の職務を執るものを謂ふ

第十六條 養老金は請求の日より前三年の内一ヶ年六ヶ月以上乗船の履歴あるものにあらざれば之を給與せず但其事情に由り理事會の決議を経て之を給與することあるへし

第十七條 本規程は明治四十二年十月一日より之を實施す從前の弔祭及扶助料支給規程は同時に之を廢止す

日本海員救濟會

本會の媒介に係る海員は乗船中六ヶ月毎に會資相金として金五拾錢を本會に納付すべきものとす

會資相金は本會に於て特別に積立海員の養老扶助弔慰資金の一部に充つるものとす